



## ● 令和3年 第4回富谷市議会定例会 提出議案の概要

富谷市記者会見【資料2-②】  
令和3年11月22日

15 件	1. 条例〔制定〕議案	1 件
	2. 条例〔改正〕議案	5 件
	3. 予算議案【補正】	3 件
	4. 予算議案【当初】	-
	5. その他（条例外議案）	6 件
	6. 人事	-
	7. 承認（決算）	-
※ 追加提出予定		1 件（現時点）

### 1. 条例〔制定〕議案 1 件

議案第 1 号	富谷市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について
提案理由	富谷市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年富谷町条例第2号）の一部改正に伴い、富谷市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。
施行日	公布の日
所管部課	教育部 教育総務課

### 2. 条例〔改正〕議案 5 件

議案第 2 号	富谷市国民健康保険税条例の一部改正について
提案理由	地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
施行日	公布の日
所管部課	市民生活部 税務課

議案第 3 号	富谷市国民健康保険条例の一部改正について
提案理由	健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
施行日	令和4年1月1日
所管部課	保健福祉部 健康推進課

議案第 4 号	富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
提案理由	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
施行日	公布の日
所管部課	保健福祉部 子育て支援課

議案第 5 号	西成田コミュニティセンター子育てサロン条例の一部改正について
提案理由	西成田コミュニティセンター子育てサロンの移転に伴い、所要の改正を行うもの。
施行日	令和4年1月1日
所管部課	保健福祉部 子育て支援課

議案第 6 号	富谷市企業立地促進条例の一部改正について
提案理由	富谷市の企業誘致促進及び雇用機会拡大を目的に、用地取得奨励金の対象区域の要件を新たに定めるもの。
施行日	公布の日
所管部課	経済産業部 産業観光課



### 3. 予算議案 【補正】 3 件 …別紙「令和3年度11月補正予算の概要」参照

議案第 7 号	令和3年度富谷市一般会計補正予算（第9号）
所管部課	企画部 財政課
議案第 8 号	令和3年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
所管部課	保健福祉部 健康推進課
議案第 9 号	令和3年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第3号）
所管部課	保健福祉部 長寿福祉課

### 5. その他（条例外議案） 6 件

議案第 10 号	指定管理者の指定について
提案理由	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。
施行日	令和4年4月1日
所管部課	保健福祉部 長寿福祉課 保健福祉総合支援センター

議案第 11 号	富谷市道路線の認定について
提案理由	ひより台二丁目地区の開発行為に伴い、市道路線として認定するもの。
施行日	告示の日
所管部課	建設部 都市整備課

議案第 12 号	和解及び損害賠償額の決定について
提案理由	市道宮沢根白石線における自動車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、次のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。
施行日	公布の日
所管部課	建設部 都市整備課

議案第 13 号	和解及び損害賠償額の決定について
提案理由	令和3年9月18日の強風により倒れた大清水第11号緑地の樹木が、隣接する民有フェンスを破損したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。
施行日	公布の日
所管部課	建設部 都市計画課

議案第 14 号	黒川地域行政事務組合同規約の変更について
提案理由	共同処理している視聴覚教材センターの廃止に伴い、黒川地域行政事務組合同規約（平成3年宮城県（地）指令第111号）を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、協議するもの。
施行日	令和4年4月1日
所管部課	企画部 企画政策課

議案第 15 号	黒川地域行政事務組合の財産処分について
提案理由	共同処理している視聴覚教材センターの廃止に伴い、視聴覚教材センターに係る組合の財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、協議するもの。
施行日	令和4年4月1日
所管部課	教育部 生涯学習課